

2024年5月22日

契約認定機関 御中
契約認証機関 御中
(登録認証組織 御中)

JFS-C 認証プログラム文書 Ver. 3.2 および規格文書 Ver. 3.1 への対応要領

一般財団法人食品安全マネジメント協会

平素より一般財団法人食品安全マネジメント協会の活動にご支援ご協力賜り有難うございます。

このたび、弊協会は、以下に記載の食品安全に関連する基準文書と整合させるため、JFS-C 規格の基準文書である、JFS-C 認証プログラム文書 Ver. 3.1 ならびに JFS-C 規格文書 [組織に対する要求事項] Ver. 3.0 および JFS-C 規格文書 [組織に対する要求事項] Ver. 3.0 追補要求事項を改定し、2024年5月14日付にて JFS-C 認証プログラム文書 Ver. 3.2 および JFS-C 規格文書 [組織に対する要求事項] Ver. 3.1 を公表いたしました。

【改定の主な概要】

JFS-C 認証プログラム文書 Version 3.2	<u>食品安全マネジメントシステムの認証スキームに関連する基準文書との整合性への対応</u> <ul style="list-style-type: none">・ ISO22003-1:2022・ IAF Mandatory Document CRITERIA FOR EVALUATION OF CONFORMITY ASSESSMENT SCHEMES Issue 1 (IAF MD 25:2022)
JFS-C 規格文書 Version 3.1	<u>食品安全に関する基準文書との整合性への対応</u> <ul style="list-style-type: none">・ CODEX 委員会の食品衛生の一般原則 GENERAL PRINCIPLES OF FOOD HYGIENE CXC 1-1969 (Adopted in 1969. Amended in 1999. Revised in 1997, 2003, 2020,2022. Editorial corrections in 2011.)・ CODEX 委員会の食品事業者向けの食品アレルギー管理に関する実践規範 CODE OF PRACTICE ON FOOD ALLERGEN MANAGEMENT FOR FOOD BUSINESS OPERATORS CXC 80-2020・ GFSI ベンチマーク要求事項 パートⅢ JII サブセクターにおける衛生設計のベンチマーキング要求事項を参考し、食品事業者に求められる箇所を追記・ GFSI 新 Global Market Program (中級) の要求事項

この改定にともなう対応について、以下のとおり通知申し上げます。

敬具

記

1. 改定における移行方針

- 認定機関は、2024年10月1日以降、認証機関に対する認定サーベイランス審査、再審査、および特別審査において、認証プログラム文書 Ver. 3.2 および規格文書 Ver. 3.1 に対する適合性を、認証機関の認証業務関連文書にて審査しなければならない。なお、認定サーベイランス審査または再審査の時点で、認証機関が認証審査の実績を有する場合、認定機関は認証機関の実施状況を含めて審査を行うものとする。認定機関は、認証プログラム文書 Ver. 3.2 への移行審査を 2025年9月30日までに実施しなければならない。
- 認証機関が、規格文書 Ver. 3.1 に対する組織の適合性を審査する際、認証プログラム改定と規格文書 Ver. 3.1 との関連性は低いことから、認証機関が、認証プログラム文書 Ver. 3.2 への認定移行を含む認定サーベイランス審査、再審査、および特別審査以前であっても、2024年10月1日以降において認証機関が、規格文書 Ver. 3.1 の審査や認証プログラム文書 Ver. 3.2 での運用を実施できるものとする。
- 認証機関は、認証プログラム文書 Ver. 3.2 への認定移行準備および規格文書 Ver. 3.1 に対する認証審査準備を 2024年9月30日までに完了させる。なお、期日までに完了できない場合には、JFSM に連絡し、別途調整する。また、認証組織に対して規格文書 Ver. 3.1 を通知し、いつの認証審査で適合性を審査するのかを計画しておかなければならない。
- 認証機関は、前述の計画に従い、2024年10月1日以降に実施される認証サーベイランス審査、再認証審査および通常のサイクルの審査において、組織の規格文書 Ver. 3.1 に対する適合性を審査しなければならない。期日以降に実施できない場合には、JFSM に連絡し、別途調整する。なお、認証プログラム文書 Ver. 3.2 への認定移行準備および規格文書 Ver. 3.1 に対する認証審査準備が早期に整った認証機関は、その時点から規格文書 Ver. 3.1 の審査や認証プログラム文書 Ver. 3.2 での運用を実施できるものとする。
- 2024年の通知文書 (JFSM_2024_ND_301_2_ja) は無効になるものとし、認証機関および登録認証組織は、2024年10月1日以降に実施される審査を全て、認証プログラム文書 Ver. 3.2 に基づく審査としなければならない。
- 上記の認証移行審査について、GFSI Benchmarking Requirements 2020.1 5.6 項に基づき、3年毎の非通知審査に当たる場合には、原則として、組織の合意を得て非通知審査で行う。
- 認証機関および登録認証組織は、規格文書 Ver. 3.1 への移行審査を 2025年9月30日までに実施しなければならない。なお、期日までに実施できない場合、認証機関は JFSM に連絡し、別途調整する。

2. 改定にともなう対応

1) 契約認定機関の対応

契約認定機関は、本文書に基づき、速やかに認定の移行に関する実施要領を認証機関に通知するとともに、JFS-C 認証プログラム文書 Ver. 3.2 に整合した認定業務関連文書の改定と、認定に係る要員に対する研修(2024年5月17日実施の認定機関・認証機関連絡会資料に基づく)を含め、認定移行審査のための準備を2024年9月30日までに完了する。

契約認定機関は、各認証機関の認定サーベイランス審査、再審査、および特別審査において、認証機関の認証業務関連文書および運用状態を審査し、2025年9月30日までに認証プログラム文書 Ver. 3.2 への認定の移行審査を完了する。

一方、規格文書 Ver. 3.1 に対する組織の審査において、認証プログラム改定と規格文書 Ver. 3.1 との関連性は低いことから、JFSM は、契約認証機関が、認定移行審査をうける以前に2024年10月1日以降において規格文書 Ver. 3.1 を審査できるものと位置付ける。

表 1 認定審査における認証機関の認定移行スケジュール

番号	認定審査における移行対応	年 月	2024										2025								
			5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
1	認証プログラム文書 Ver. 3.2 への認定移行審査の準備		5/14 公表					9/30 準備完了													
2	認証プログラム文書 Ver. 3.2 への認定移行								10/1 認定移行 審査開始											9/30 移行 審査 期限	

2) 契約認証機関の対応

契約認証機関は、認証プログラム文書 Ver. 3.2、規格文書 Ver. 3.1、および本通知文書による移行要領について、認証組織への通知を行う。また契約認証機関は、以下の文書に基づき、認証活動に関わる要員への研修および認証業務関連文書の改定を進め、認定移行準備を2024年9月30日までに完了させる。(表1番号1、表2番号3を参照) なお、期日までに完了できない場合には、JFSM に連絡し、別途調整する。

- (1) 認証プログラム文書 Ver. 3.2
- (2) 規格文書 Ver. 3.1
- (3) (1) ~ (3) を説明した認定機関・認証機関連絡会(2024年5月17日実施)資料

契約認証機関は、認定機関が発行する認定の移行審査の実施要領に従い、2025年9月30日までに認定の移行審査を完了させる。なお、期日までに完了できない場合には、JFSM に連絡し、別途調整する。

契約認証機関は、認証組織に対して規格文書 Ver. 3.1 を通知し、いつの認証審査で規格文書 Ver. 3.1 の適合性を審査するのかを計画しておかなければならず、その計画に従い、2024年10月1日以降に実施される認証サーベイランス審査、再認証審査および通

常のサイクル以外の審査において、組織の規格文書 Ver. 3.1 に対する適合性を審査しなければならない。期日以降に実施できない場合には、JFSM に連絡し、別途調整する。

なお、認証プログラム文書 Ver. 3.2 への認定移行準備および規格文書 Ver. 3.1 に対する認証審査準備が早期に整った契約認証機関は、その時点から規格文書 Ver. 3.1 の審査や認証プログラム文書 Ver. 3.2 での運用を実施できるものとする。

2024 年の通知 (JFSM_2024_ND_301_2_ja) は、無効になるものとし、契約認証機関および登録認証組織は、2024 年 10 月 1 日以降に実施される審査を全て、規格文書 Ver. 3.1 に基づく審査としなければならない。この認証移行審査について、GFSI Benchmarking Requirements 2020.1 5.6 項に基づき、3 年毎の非通知審査に当たる場合には、原則として、組織の合意を得て非通知審査での移行審査を行う。また、認証移行審査における審査工数として、JFS-C 規格文書 ver. 3.1 で新規追加または強化された要求事項の確認のための工数として少なくとも 1/8 審査人・日を追加する。

一方、規格文書 Ver. 3.1 に対する組織の審査において、認証プログラム改定と規格文書 Ver. 3.1 との関連性は低いことから、JFSM は、契約認証機関が、認定移行審査をうける以前に 2024 年 10 月 1 日以降において規格文書 Ver. 3.1 を審査できるものと位置付ける。

表 2 認証審査における登録認証組織の認証移行スケジュール

番号	認証審査における移行対応	年 月	2024									2025								
			5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
3	認証機関および組織における規格文書 Ver. 3.1 への整合	5/14 公表					9/30 完了 (予定)													
		整合 開始																		
4	規格文書 Ver. 3.1 への認証移行								10/1 以降 移行審査 開始										9/30 移行 審査 期限	

3) 登録認証組織の対応

2024 年の通知 (JFSM_2024_ND_301_2_ja) は、無効になるものとする。登録認証組織は、2024 年 10 月 1 日以降 2025 年 9 月 30 日までの間に実施されるサーベイランス審査、再認証審査および通常のサイクル以外の審査が、規格文書 Ver. 3.1 への適合性評価を含めた審査となることを踏まえ、2024 年 5 月 14 日に公表した規格文書 Ver. 3.1 を参照し、必要に応じて適合させるための準備を進める。上記期間内に規格文書 Ver. 3.1 への適合性評価を含めた審査が実施できない場合は、登録認証組織は契約認証機関を通じて JFSM に連絡し、別途調整する。

なお、上記の認証移行審査について、GFSI Benchmarking Requirements 2020.1 5.6 項に基づき、3 年毎の非通知審査に当たる場合には、登録認証組織は、原則として非通知審査で行うことを認証機関と合意することが求められる。また、認証移行審査において

は、JFS-C 規格文書 ver. 3.1 で新規追加または強化された要求事項の確認のため、審査工数として少なくとも 1/8 審査人・日が追加されることを承諾することが求められる。

規格文書 Ver. 3.1 に対する組織の審査において、認証プログラム改定と規格文書 Ver. 3.1 との関連性は低いことから、JFSM は、契約認証機関が、認定移行審査をうける以前に 2024 年 10 月 1 日以降において規格文書 Ver. 3.1 を審査できるものと位置付ける。

以上